

犯罪をした者の社会復帰に向け必要な支援に関する研究

—A 市の行政機関が行った支援内容を手掛かりに—

○ 日本福祉大学 湯原悦子 (3745)

掛川直之 (東京都立大学・9301)

キーワード：犯罪、社会復帰、地方公共団体

1. 研究目的

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、推進法）」が成立・施行されたことにより、国・地方公共団体が協働し、地域において効果的な再犯防止対策を講じていくことになった。平成 30 年には推進法のもと、各地で地域再犯防止推進モデル事業が行われることになり、A 市は高齢者・障害者・若者を対象とする伴走型入口支援事業に取り組んだ。その内容は、刑罰ではなく福祉的支援を行うなかで犯罪者の更生を促す施策（入口支援）として、司法から福祉の橋渡しをするコーディネーターを置き、福祉の支援が必要な起訴猶予者、更生緊急保護対象者らに伴走型の支援を行うというものである。このモデル事業を行う前段階として、A 市は市内で福祉的支援を行っている行政機関を対象に、過去に犯罪をしたと思われる者への支援の実情を明らかにする調査を行った。本研究ではその結果について報告し、犯罪をした者の社会復帰に向け、必要とされる支援の内容と課題について示すことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

A 市内で福祉的支援を行う機関として、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなど 7 機関 92 箇所を対象に質問紙調査を実施し、過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）において、犯罪をしたと思われる者を支援した経験の有無と、経験がある場合はその件数と事例概要・機関が行った支援内容・支援にあたって感じた困難について調べた。分析においては質問項目に対し基礎集計を行い、調査票の自由記述については Text Analytics for Surveys 4.0.1 を用いてテキストマイニングを行い、そこから抽出されたカテゴリの有無を 0、1 値に変換し、コレスポネンス分析を試みた。

3. 倫理的配慮

調査は A 市の委託を受け、日本福祉大学が行った。得られたデータは日本社会福祉学会の研究倫理規程に基づき統計的に解析を行い、個人が特定できる情報は示していない。なお本調査の結果については、A 市より学術研究の目的であれば公開可との許可を得ており、本報告に関し A 市の担当者の確認を経た。共同研究者からの発表の承諾も得ている。

4. 研究結果

7 機関 88 箇所から回答が寄せられた。過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）に犯罪をしたと思われる者の事例があるという回答は 68.5%で、ないという回答は 15.2%、不明が 16.3%であった。また、事例はあると回答した機関からは合わせて 206 事例の報告がなされた。この 206 事例の内訳は高齢 61 件、障害 47 件、若年 17 件、成人 41 件、高齢

で障害あり 15 件、若年で障害あり 31 件であった（1 事例で複数の対象を支援している事例あり）。対象者の最高年齢は 93 歳、最低年齢は 15 歳、平均年齢は 50.17 歳であった。年齢では、多い順に 60 代 38 人、40 代 37 人、50 代 34 人であったが、10～20 代や、80～90 代も存在した。支援中の再犯が確認されたのは 58 件（28.1%）であった。

支援内容について、高齢では見守り・傾聴、関係者・関係機関と連携、受診・通院の促進、介護保険制度利用、訪問が多く、若年や障害にない認知症ケアという記載があった。障害では関係者・関係機関と連携、医療・福祉サービス利用、サービス利用の調整、関係者・機関と情報共有、就労支援が多く、他の区分と比べ、支援先に同行が多かった。若年では就労支援、見守り・傾聴、生活保護の申請支援、成人では生活保護の申請支援、就労支援、受診・通院の促進、利用可能なサービスの提案・説明、医療・福祉サービス利用が多く、他の区分と比べ手続的な支援が多かった。高齢かつ障害のある者は、サービス利用の調整、見守り・傾聴、若年かつ障害のある者は、サービス利用の調整、訪問、受診・通院の促進が多く、他の区分と比べ、支援先に同行が多かった。医療観察法の枠組みに基づく支援が行われている事例も複数見られた。

支援課題について、高齢では支援に拒否的、金銭管理、認知症の疑い、見守り、関係機関との連携が多く挙げられた。障害では関係機関との連携、住まいや居場所の確保、本人の相談する力、人間関係トラブルが指摘されていた。若年では就労と金銭管理、成人では支援に拒否的、本人の相談する力、就労が課題となっていた。高齢かつ障害のある者は病状のコントロールと精神不安定、若年で障害のある者は住まいや居場所の確保、頼りになる親族がいない、人間関係トラブルなどの課題が生じていた。

5. 考察

支援内容について、高齢の場合は介護保険制度利用、障害の場合は医療・福祉サービス利用を中心に支援が行われている。若者や成人に関しては支援手段が限られており、現状ではほとんどの事例が就労支援か生活保護の申請支援に留まっている。対象者本人が自らの力を客観的に理解していない場合が多いため、きめ細やかな情報提供を行い、堅実な将来設計を立てられるよう、また相談窓口での対応や手続きをスムーズに行えるよう寄り添い支えることが求められる。それから就労や生活保護受給ができたとしても、その後の生活において細かな相談にのってくれる存在が不可欠である。次に支援課題について、多くの事例に共通していたのは治療の継続、再犯の防止であった。行政機関は本来、市民に対し、様々な支援やサービスを適切に受けられるよう働きかけることを目的としている。結果として再犯に至ってしまった場合も、市民として受けられる支援やサービスを適切に受けられるかどうかがという視点で振り返りを行い、支援においては対象者の生活基盤の確立と QOL の向上を目標にしていくことが重要である。

文献：石川祐介(法務省保護局総務課企画調整官)「今後の地方公共団体との連携の在り方」『更生保護』平成 29 年 11 月号 pp.6-11